# [事案 2020-155] 団体扱保険料適用請求

· 令和 3 年 2 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人による虚偽説明および説明義務違反等を理由に、所属団体の脱退後も月額保険料について団体扱特約を適用した金額とすることを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成8年4月に契約した終身保険(団体扱特約付加)について、令和2年3月に職場を退職 したところ月額保険料が増加したが、以下等の理由により、同年4月以降も月額保険料の金額 を維持してほしい。

- (1)契約に際し、募集人から、保険料は60歳払込満了時まで不変であると虚偽の説明を受けて契約した。
- (2)団体扱特約の適用有無により月額保険料が変更される可能性があることは、契約の判断に 影響をおよぼす重要事項であり、契約に際して説明義務があるが、募集人から説明はなか った。保険業法第300条1項1号に違反する。
- (3) 契約内容通知には、保険料が団体扱である旨が記載されているが、団体扱特約の内容は記載がない。
- (4)ホームページで団体扱から口座振替扱への変更手続きをした際、保険料が変更されること があることは確認したが、ホームページでも現在の担当者からも、保険料が実際に変更さ れるといった説明はなく、変更後保険料も提示されていない。

## <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款には、契約者が退職するなどして団体を脱退した場合に団体扱特約が消滅する旨の規定があるので、申立人が所属団体を退職した後は、保険料に団体料率は適用されない。
- (2) 契約に際し募集人は、保険料に団体料率が適用されているので、保険料が割り引かれていることを説明している。
- (3)保険料の払込方法については、契約者が契約するか否かの判断に重要な影響をおよぼす事項には該当しないので、保険業法第300条1項1号に定める禁止行為に該当することはなく、同規定の問題となり得ない。
- (4)ホームページでの団体扱から口座振替扱への変更手続き後、当社は申立人に対し保険料口 座振替案内を発送し、変更後保険料により口座引き落としがなされる前に、変更後保険料 の金額も通知している。

# <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況および団体扱から口座振替扱への変更時の状況等を把握するため、申立人および現在の担当者に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、所属団体からの脱退後に月額保険料の金額を維持することは認められず、 その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込み がないと判断して、手続を終了した。